

安城市食料・農業・交流基本計画策定業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領に対する質問回答

番号	区分	項目	質問内容	回答
1	仕様書	第2章委託業務内容等 第14条	安城市農業振興協議会及び幹事会の委員の構成、所属及び人数の想定を教えてください。	安城市農業振興協議会の委員は市民・農業者・事業者・農業団体の代表・学識経験者・関係行政機関の職員から組織されています(安城市農業基本条例第25条)。 委員の詳細は市HPの安城市農業振興協議会ページに掲載の委員名簿を確認してください(以下参照)。 トップページ>産業・入札>農業>安城市農業振興協会 なお、現委員の任期は令和9年3月31日です。 幹事会につきましては、農用地利用改善組合の各地区代表・県農業改良普及課、明治用水土地改良区、JAの職員(営農部門)の職員から構成されています。 いずれも、事務局は安城市産業部農務課です。
2	仕様書	第2章委託業務内容等 第16条	基本計画書及び基本計画概要書について、それぞれの想定ページ数を教えてください	基本計画書は80ページ程度、基本計画概要書は8ページ程度を想定しています。